

設備貸与事業に係る中古設備取扱基準

(趣 旨)

1. 経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者、または、創業者の円滑な設備の導入を促進するために、公益財団法人しまね産業振興財団設備貸与業務方法書第5条の規定に基づき、中古設備を対象とする場合の取扱基準を以下のとおり定める。

(中古設備の限定について)

2. 設備貸与事業において対象とする中古設備は、次のとおりとする。
 - ① 残存耐用年数が3年以上もしくは予め設備貸与償還期間内に設備が正常に稼働することを製造業者又は販売業者が認めたもの。
 - ② 特殊(特注)設備ではないもの。
 - ③ 中古設備の購入価格が10万円以上で、資産計上できるもの。
 - ④ 中古設備が故障した際に無償・有償問わず保守が可能なもの。

(制度利用の制限について)

3. 当貸与制度を利用する場合は、割賦販売契約のみとする。(リースは対象外)

(償還期間について)

4. 割賦販売による償還期間については3年以上7年以内とし、設備の陳腐化等から据置期間は設けないものとする。

(確認事項について)

5. 中古設備の申込みについては、次の書類を販売業者、又は、申込者より提出させるものとする。
 - ①古物商の許可証(一年に一度は、確認すること)
 - ②中古設備の製造年月日等(設備名、型式、製造番号、製造年月日を明記)の証明書
 - ③中古設備の新品当時の販売価格が、把握できる書類

(中古設備の適正価格について)

6. 申請された中古設備の価格が適正であるかの判断基準として、以下の点で見極める
 - ①中古設備の価格が残存耐用年数等から見て適正と判断できること。
 - ②中古設備の価格が各種中古設備情報及び他の設備販売業者の意見等から適正と判断できること。

(その他)

7. この基準に定めるものの他、必要な事項は代表理事副理事長が定めるものとする。

附則

この基準は平成22年4月1日から適用するものとする。

附則

この基準は平成 23 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則

この基準は平成 24 年 4 月 16 日から適用するものとする。

附則

この基準は平成 24 年 9 月 1 日から適用するものとする。